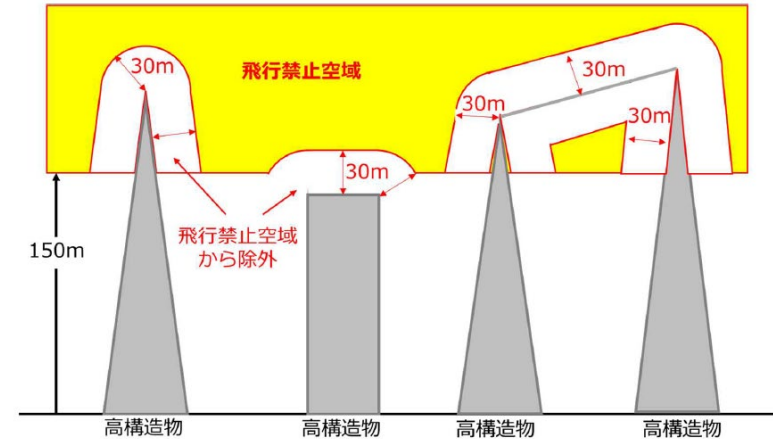


- 現行の航空法では、地表又は水面から150m以上の高さの空域は飛行の禁止空域とされており、これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合は、許可申請が必要。
- ただし、地表又は水面から150m以上の空域であっても、高層の構造物から30m以内の空域については、航空機の飛行が想定されていないことから、無人航空機の飛行の禁止空域から除外されており、無人航空機を飛行させようとする場合の許可申請は不要とされている。（右図参照）



※空港等の周辺の空域及び緊急用務空域については、物件から30m以内であっても引き続き許可が必要です。また、人口集中地区にかかるようであれば、当該手続きも必要です。

（出典）無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（令和4年6月20日）

- ✓ 一方で、現行の電波法関係審査基準においては、簡素な申請手続により携帯電話の上空利用が可能となる条件は、一律「地表又は水面からの高度が150m未満」としているところ。
- ✓ 今般の検討の結果、150m以上における運用が可能となった場合、高層建築物における上述の飛行可能空域についてもカバーできると考えられる。

【参考】電波法関係審査基準（抜粋）（令和4年9月時点）

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

第3 陸上移動業務の局

1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。

（14）携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、地表又は水面からの高度が150m未満となる上空を含むものとする。